

全国厚生労働関係部局長会議資料

平成31年1月18日(金)

社会・援護局

目 次

I 社会関係	頁
1 平成31年度予算(案)について	4
2 生活困窮者自立支援制度の推進について	5
3 生活保護制度について	6
4 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	10
5 福祉・介護人材確保対策等について	13
6 自殺対策の推進について	20
7 成年後見制度の利用促進について	25

II 援護関係	頁
1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続き簡素化の検討状況について.....	29
2. 遺骨収集等慰霊事業について.....	30
3. 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について.....	32
4. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について.....	33
5. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	34
6. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について.....	35
(参考) 援護関係の予算について.....	39

I 社会関係

1 平成31年度予算(案)のポイント (社会・援護局(社会))

I 生活困窮者の自立支援の推進 438億円(432億円)

改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいなど複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進する。

(主な充実内容)

- 子どもの学習・生活支援事業の推進
- 居住支援の推進
- 就労・定着支援体制の充実
- 都道府県による市町村支援の充実 など

IV 自殺総合対策の更なる推進 31.4億円(30.8億円)

自殺対策基本法等に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援の強化を図る。

V 成年後見制度の利用促進 3.5億円

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

II 生活保護制度の適正実施

2兆8,976億円(2兆9,089億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

また、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や生活習慣病予防等のための健康管理支援事業の試行など、生活保護の適正実施を推進する。

VI 福祉・介護人材確保対策等の推進 29億円(13億円)

福祉・介護人材確保を図るため、地域医療介護総合確保基金(→老健局計上)に活用などを通じて、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進。

- 福祉・介護人材確保の推進
- 外国人介護人材の受入環境の整備等

III 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

28億円(26億円)

支え手側と受け手側が常に固定することなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

VII 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等
保護施設、隣保館等の整備推進
- 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進 など

平成31年度予算(案) 3兆11億円 ※ 復興特別会計分を含む。
平成30年度当初予算額 3兆75億円
差 引 ▲64億円(対前年度▲0.2%)

※ その他、被災者の見守り・相談支援や、福島県相双地域等における福祉・介護人材確保対策など、被災地への支援を推進。

2 生活困窮者自立支援制度の推進について

(1) 現状・課題

- 生活困窮者自立支援法については、法附則の施行3年後の検討規定や「経済財政再生計画 工程表」(平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定)等を踏まえ、生活保護制度とともに、一体的に見直し。
- 生活困窮者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を内容とする法案を提出し、6月1日に成立。6月8日に公布し、10月1日に一部施行。
- また、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日 経済財政諮問会議決定)において、KPIを見直し。

主な課題等

□ 支援につながっていない困窮者の存在

・未だ支援を受けられていない者を適切に相談支援につなげていく必要。

□ 就労準備支援事業、家計相談支援事業の更なる推進

・就労準備支援、家計相談支援は、自立相談支援事業と一体的に支援を行うことが重要。

□ 都道府県等の役割

・都道府県には、管内自治体への助言等、広域的な見地からの取組を期待。
・相談窓口の設置の必要性を感じている福祉事務所未設置町村が一定程度存在。

□ 子どもの学習支援事業の機能強化

・生活困窮世帯の子どもには、自尊感情の醸成、ソーシャルスキル等の向上といった生活面の課題や、子どもとの関わりが少ないといった親の養育に関する課題があるため、学習支援以外の、居場所の提供や、相互の交流等を図る取組や、親を対象にした相談等による生活環境の向上等を図る取組も重要。

□ 住まいをめぐる課題

・低家賃の住宅が少なく、民間賃貸住宅は高齢者や低所得者に入居拒否の傾向。
・改正住宅セーフティネット法による安価な家賃の住宅の確保等ハード面での対応のみならず、ソフト面での対応として、社会的に孤立しているために、緊急時の連絡体制の確保など一定の支援が必要。

改正法の主な概要

➢ 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設【平成30年10月1日施行】

・事業実施自治体の各部署(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

➢ 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置【平成30年10月1日施行】

・生活困窮者への支援に関する情報の交換等を行うための会議の設置を可能とするとともに、会議の構成員に対する守秘義務を創設。

➢ 基本理念・定義の明確化【平成30年10月1日施行】

・基本理念として、①生活困窮者の尊厳の保持、②生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援、③地域における関係機関等との緊密な連携を明記。

・生活困窮者の定義について、生活困窮に至る背景事情として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示。

➢ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進【平成30年10月1日施行】

・任意事業である就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施を努力義務化し、国は両事業の適切な推進を図るための必要な指針を策定
・両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引上げ(1/2→2/3)

➢ 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設【平成30年10月1日施行】

・市等への職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど支援事業を努力義務化。

➢ 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施【平成30年10月1日施行】

・福祉事務所未設置町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施可能とする。

➢ 子どもの学習支援事業の強化【平成31年4月1日施行】

・学習支援に加え、子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

➢ 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)【平成31年4月1日施行】

・現行の一時生活支援事業を拡充し、①シェルター等を利用していた人、②居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援を行うメニューを追加。

(2) 今後の取組

- 改正法について、①昨年10月施行分はその着実な実施がなされるよう、引き続き、都道府県等に対するきめ細かな支援を行うとともに、②本年4月施行分である子どもの学習支援事業及び居住支援の強化は、都道府県等における円滑な施行が図られるよう、関係法令・通知等を速やかに公布・発出。
- 特に、就労準備支援事業・家計改善支援事業については、今後3年間(2019～2021年度)を集中実施期間として、完全実施(全国の実施率:100%)を目指すこととしており、両事業を実施していない自治体の実施を促す観点から、①都道府県による管内事業未実施自治体へのヒアリング及び実施に当たったの助言、②管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県への国による助言等により、自治体の事業実施に当たったの課題(事業委託先の地域資源の不足等)等も共有しながら、きめ細かな支援を実施。
- 平成31年度予算(案)において、これまでの予算を上回る438億円(対前年度+7億円)を計上し、改正法の着実な施行を図るとともに、就労・定着支援体制の拡充など制度の充実に向けた新たな取組を実施。

生活困窮者自立支援法等関係予算の平成31年度予算案

平成29年度予算額 **400.4億円** → 平成30年度予算額 **431.5億円** → 平成31年予算額(案) **438.2億円 (+6.6億円)**

平成31年度予算案においては、改正生活困窮者自立支援法に基づき、子どもや保護者の生活習慣や育成環境の改善等に関する取組や居住支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を一層促進するため、就労・定着支援の充実や生活困窮者支援を担う人材養成等の実施に要する経費を含めて、総額で約440億円を確保。

必須事業（負担金）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

30年度予算額

217.8億円

→

31年度予算額(案)

217.8億円

+

任意事業（補助金）

- ・就労準備支援事業
- ・被保護者就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・子どもの学習・生活支援事業
- ・都道府県による市町村支援事業
- ・町村による相談の実施
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業

30年度予算額

213.8億円

→

31年度予算額(案)

220.4億円

(新規・拡充分を含む)

新規・拡充分

30年10月施行分の満年度化

- ・ 30年10月施行分の満年度化にかかる予算額の確保

居住支援の推進

- ・ 居住支援の強化
- ・ 借り上げ型シェルターの確保推進

子どもの学習・生活支援事業の推進

- ・ 子どもの生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化

都道府県による市町村支援の充実

- ・ 支援員を支えるネットワークの構築

就労・定着支援体制の充実

- ・ 自立相談支援事業の機能強化
- ・ 認定就労訓練事業の実施促進

生活福祉資金貸付の償還の取組強化

- ・ 生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組みの導入

※ 赤字傍線は法律改正事項

+

生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施（1.2億円（別掲））

3 生活保護制度について

(1) 現状・課題

1 生活保護制度の見直し

平成30年2月に国会に提出した生活保護法改正案を含む「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」については、平成30年6月1日に可決成立、6月8日に公布されたところ。

【改正生活保護法の主な内容】

- (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援 【公布日（平成30年6月8日）施行】
 - ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付 ※平成30年1月1日から適用
- (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化 【①：2021年1月1日施行、②：平成30年10月1日施行】
 - ① 「被保護者健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
 - ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則
- (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援 【2020年4月1日施行】
 - ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
 - ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施
- (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 【平成30年10月1日施行】

2 生活保護基準の見直し

生活扶助基準については、平成29年の生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、平成30年10月から3回にわけて段階的に見直しを実施。

(2) 今後の取組

- 生活保護制度については、改正生活保護法の円滑な施行に向けて、
 - ・ 社会福祉住居施設（無料低額宿泊所）の最低基準等の検討
 - ・ 単独での居住が困難な生活保護受給者の日常生活上の支援の委託の在り方の検討
 - ・ 被保護者健康管理支援事業の円滑な施行に向けた試行事業の実施やシステム基盤整備などの準備を進めるほか、更なる就労支援の推進、医療扶助の適正化などに取り組む。

2019年10月における生活保護基準額の改定の考え方（案）

< 1. 2018年（平成30年）10月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し分 >

- 生活扶助基準については、2017年（平成29年）の生活保護基準部会における検証結果（※1）を踏まえ、2018年（平成30年）10月から3回にわけて段階的に見直す（※2）こととしており、2年目の基準見直しを2019年10月から実施する。【影響は世帯構成によって様々】

※1 夫婦子1人世帯（モデル世帯）の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢、世帯人員、居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にばらつき。

- ※2 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていることを踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるならないよう、
- ・ 個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を、見直し前から▲5%以内にとどめる。
 - ・ 2018年（平成30年）10月から3回に分けて段階的に見直しを実施する。（2018年10月、2019年10月、2020年10月）

< 2. 2019年度の国民の消費動向等を勘案した分 >

- 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案し、生活保護基準の改定を行う。【+1.9%（ただし、生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%）】

（参考）2019年10月からの生活扶助基準額の詳細例（2018年10月時点との比較）

- ・ 夫婦子1人世帯（30代夫婦と幼児） （都市部） +0.7% （地方郡部） +3.0%
- ・ 高齢単身世帯（65歳） （都市部） ▲0.3% （地方郡部） +1.3%
- ・ 母子世帯（40代親、中学生と小学生） （都市部） +0.1% （地方郡部） +1.8%

※ 生活扶助基準（本体（第1類・第2類）、児童養育加算、母子加算）の見直しの施行2年目による影響分（年齢、世帯人員、居住地域によって異なる）と、国民の消費動向などを勘案した改定の影響分を合計したもの。

※ 消費税率の引き上げ率：+1.9%（ $110\% \div 108\%$ ）。ただし、生活扶助本体については、飲食料品（酒類・外食を除く）等に軽減税率が適用されることを踏まえ、一般世帯における生活扶助相当支出に占める軽減税率の対象品目の支出割合（28.4%）を加味して+1.4%（ $+1.9\% \times (100\% - 28.4\%)$ ）。

生活保護関係の平成31年度予算案

- 生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- また、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、生活習慣病予防等のための健康管理支援事業の試行等を実施する地方自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。

生活保護費負担金

平成31年度予算(案) 2兆8,508億円

○生活保護基準の見直し

生活保護基準については、①平成30年(2018年)10月から3回にわけて段階的に行う見直しの施行2年目に併せ、②消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案し改定を行う(②の改定率は+1.9%。ただし、生活扶助本体は軽減税率を考慮して+1.4%) (①②ともに2019年10月実施)。

平成31年度生活保護関係補助金の新規・拡充分

①被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けた自治体における準備事業 28.4億円

2021年1月に施行される「被保護者健康管理支援事業」を円滑に実施するため、2018年度(平成30年度)から実施している「付き添い支援員」による同行支援の取組に加え、データに基づいた支援実施のための準備を行う地方自治体について支援し、法施行までに全自治体が事業を効果的・効率的に実施できる環境を整備する。

②被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集等 9.1億円

生活保護受給者の医療全体の状況を把握できるようにするため、健康診査のデータなど事業の効果的な実施に向けて必要な情報をレセプト管理システム等で管理できるようデータの管理にかかる費用を支援する。

③お薬手帳を活用した重複処方の適正化 0.3億円

医療機関受診や調剤薬局利用の際に、一冊に限定したお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行う事業を実施する。

④無料低額宿泊所における防火対策等の推進 (社会福祉施設等施設整備費補助金 195億円の内数)

無料低額宿泊所のうち、日常生活の支援を必要とする者が多く入居し、事業者が防火対策のために基盤整備を行う際、地方自治体が施設に対して補助を実施する場合に、国が地方自治体に対し一定額を補助を行う。

(参考) 平成30年度2次補正予算案 生活保護関係補助金

①マイナンバー情報連携等のための生活保護業務関係システムの改修 9.8億円

進学準備給付金創設に伴うマイナンバー情報連携のための改修など、生活保護業務関係システムの改修費用の補助を行う。

②被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けたレセプト管理システムの改修 1.8億円

生活保護受給者の医療全体の状況を把握・分析し、地域における健康課題等の分析や、支援対象者の抽出を行うことを目的に、公費負担医療等のレセプト、健診データ等を自治体のレセプト管理システム等で管理できるようにするための改修を行う。

4 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

(1) 現状

- 一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。
 - ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)
→包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指す
 - ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)
→子供・高齢者・障害者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現
 - ・「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)
→(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を一体的に進めていく
- 地域課題の解決力強化を実現するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法を改正。(平成29年6月2日公布。平成30年4月1日施行)
 - 地域福祉推進の理念の明確化、市町村による包括的支援体制の整備、地域福祉計画の充実
- 地域共生社会の実現に向けた地方自治体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を実施。

(2) 今後の取組

- 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり強化のため、自治体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を引き続き実施。(平成31年度予算案28億円)(平成29年度85自治体、平成30年度151自治体、平成31年度200自治体(見込))
- 改正法の附則において、公布後3年を目途として、包括的支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、所要の措置を講ずる旨を規定されており、モデル事業から見えてきた課題も踏まえつつ、今後、検討。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

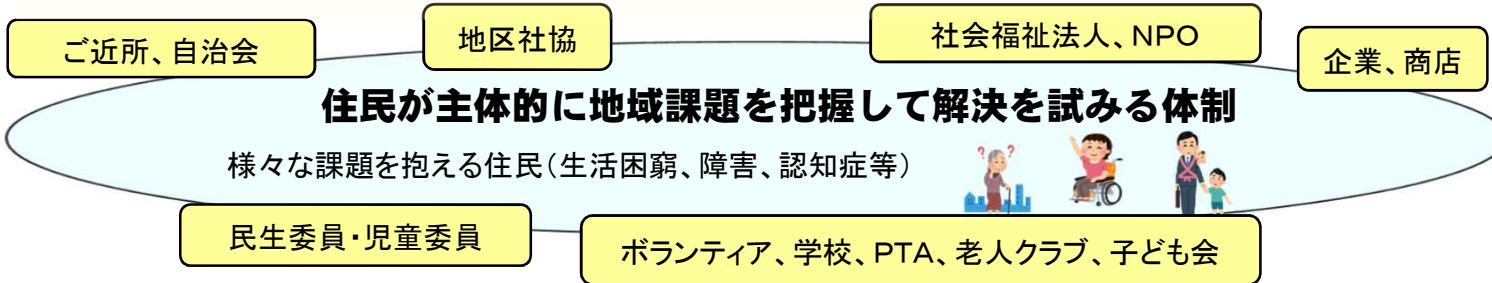
- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案**(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
- 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)**を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法施行**

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算額（案） 28億円（200自治体）
 平成30年度予算額 26億円（150自治体）

（1）地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることが
 できる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
 まちおこし、産業、
 農林水産、土木、
 防犯・防災、環境、
 社会教育、交通、
 都市計画

住民に身近な圏域

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)

[2] 地域の課題を包括的に受け止める場（※）

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、
 相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及
 啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
 (H28.6.2閣議決定)

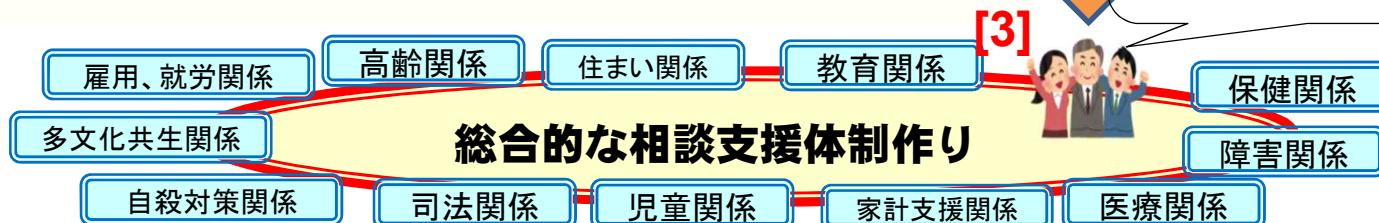
小中学校区等の住
 民に身近な圏域で、
 住民が主体的に地域
 課題を把握して解決
 を試みる体制づくり
 の支援。

（2）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支
 援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置
 し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
 世帯全体の課題を的確に把握
 多職種・多機関のネットワーク化の推進
 相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合
 化・複雑化した課題
 を受け止める、市町
 村における総合的な
 相談支援体制作り
 の推進。



新たな社会資源の創出
 地域に不足する資源の検討

市町村域等

5 福祉・介護人材の確保対策等について

(1) 現状と課題

- 我が国では、急速な少子高齢化が見込まれており、2025年にはいわゆる「団塊世代」がすべて75歳以上になるなど、介護が必要になる方の急速な増加が見込まれている。また、今後、生産年齢人口の減少が顕著となる中で、2040年頃には高齢者数がピークを迎えるなど、人材の確保育成は喫緊の課題。
- 昨年5月に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2016(平成28)年度の介護職員数約190万人に加えて、2020年度末までに約26万人(合計で約216万人)、2025年度末までに約55万人(合計で約245万人)年間6万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、依然として高い水準で推移しており、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。
- このような状況の中、介護職員の処遇改善のほか、新規参入促進、職場環境の改善による離職防止、人材育成への支援も含めて、介護人材の確保に総合的に取り組む。

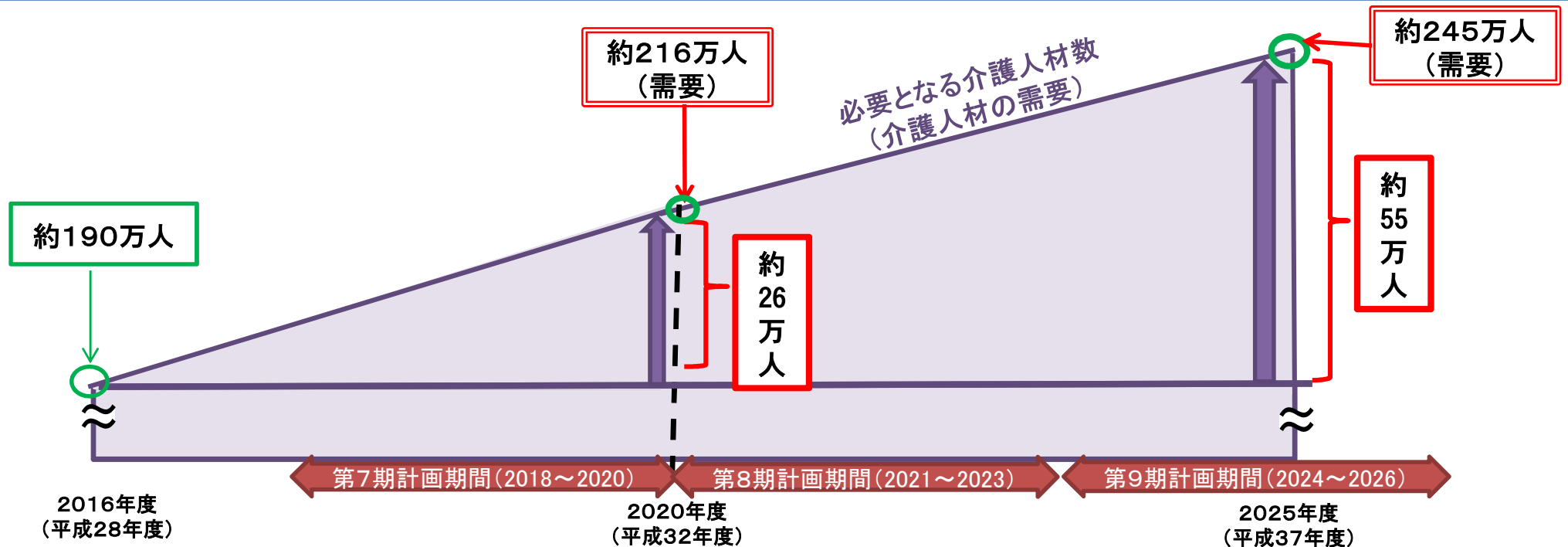
(2) 今後の取組

- 介護人材確保対策については、2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行うほか、
 - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の活用
 - ・ ICTや介護ロボットを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の整備
 - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発等にも取り組み、介護人材の確保に取り組んでいく。
- 平成31年度予算案においては、
 - ・ 上記の入門的研修の実施に加え、介護入門者の更なるステップアップや、現任職員のキャリアアップ支援を地域医療介護総合確保基金のメニューに新たに位置付け、
 - ・ 介護職機能分化や多職種チームケア等の推進、
 - ・ 介護の仕事に対するイメージを変えていくための取組として、介護を知るための体験型イベントの開催などに取り組む。

(1) 福祉・介護人材確保対策について

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたもの。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

これまでの主な対策

今後、さらに講じる主な対策

介護職員の 処遇改善

（実績）月額平均5.7万円の改善

- （月額平均1.4万円の改善（29年度～））
- （月額平均1.3万円の改善（27年度～））
- （月額平均0.6万円の改善（24年度～））
- （月額平均2.4万円の改善（21年度～））

- ◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を2019年10月より実施予定

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援

- ◎ 入門的研修受講者等への更なるステップアップ支援（介護の周辺業務等の体験支援）

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- ◎ 介護職機能分化・多職種チームケア等の推進
- ◎ 介護ロボット・ICT活用推進の加速化
- ◎ 生産性向上ガイドラインの策定・普及
- ◎ 認証評価制度ガイドラインの策定・普及

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

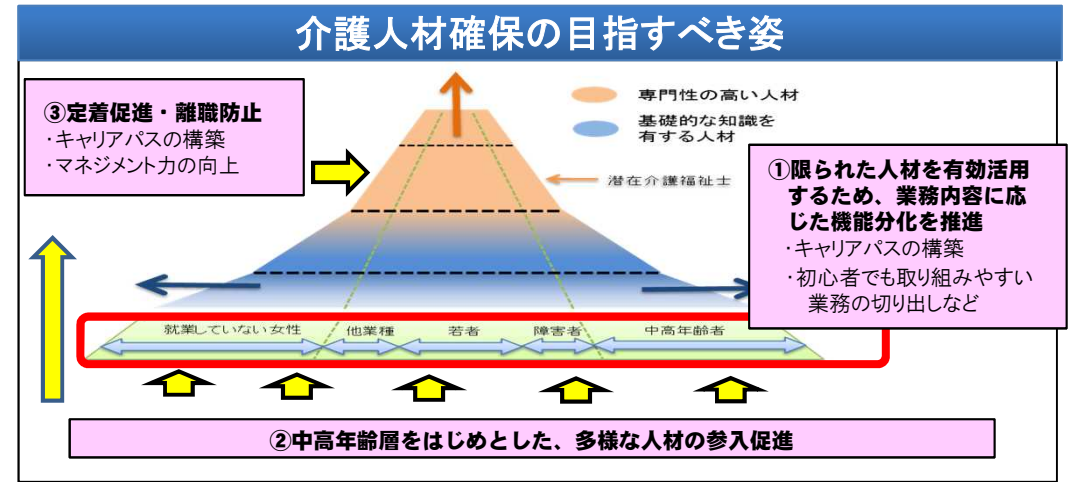
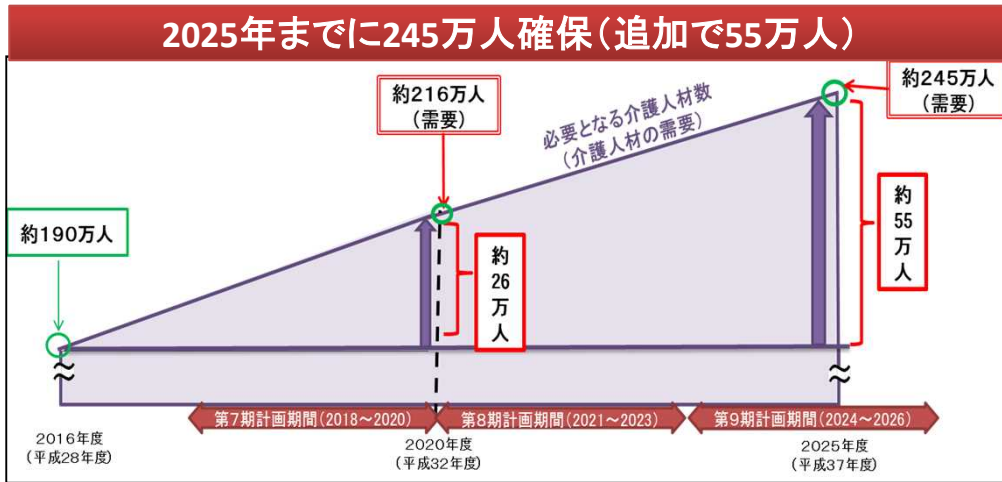
- ◎ 若者、子育て層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力などの発信

外国人材の受 入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）

- ◎ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）

福祉・介護人材確保に向けた平成31年度予算（案）の全体像



<平成31年度予算（案）の全体像>

都道府県等による取組

- ✓ 地域医療介護総合確保基金を活用した「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する取組

<p>【平成31年度の新規施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 介護職機能分化等推進事業の創設 	<p>【平成31年度の新規施策】 ※基金事業のメニュー追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 介護入門者ステップアップ支援事業 ✓ 現任職員キャリアアップ支援事業 	<p>【平成31年度の新規施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人介護人材受入環境整備事業の創設
---	--	--

✓ 介護福祉士修学資金や再就職準備金などの返還免除付き貸付制度の活用促進

※ 補正予算等において必要な貸付原資の積増等



国による取組

- 【平成31年度の拡充施策】**
- ✓ 介護の仕事の魅力等に関する全国的なPR活動を平成30年度に引き続き推進
 - ✓ 若年者や子育て世代、アクティブシニア等対象者像に応じた個別アプローチ
 - ✓ 事業主に対して、ワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及等

介護の仕事の真の姿を知ってもらい、介護職の魅力や社会的評価を高める気運・ムーブメントの醸成（3K・4Kといった介護職に対するネガティブイメージの払拭）や人材確保の好事例の横展開を図ることで介護人材確保対策を一層推進

(2) 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについての考え方

【国内の人材確保対策】

○ 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【制度の趣旨に沿った検討】

○ 外国人介護人材の受入れに係る検討は、各制度の趣旨に沿って進めていく。

- ①EPA(経済連携協定): 経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
- ②資格を取得した留学生への在留資格付与: 専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ
- ③技能実習: 日本から相手国への技能移転
- ④介護分野における特定技能の在留資格付与: 就労目的での即戦力人材の受入れ

【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(4,302人を受け入れ、756名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

【②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する入管法の一部改正法が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

【③技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

【④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ】

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を対象とする在留資格「特定技能」を創設する入管法の一部改正法が平成30年12月に成立、公布。平成31年4月1日施行。
- 平成30年12月25日、特定技能により外国人人材を受入れる分野として、介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等を決定。

介護に従事する外国人の受入れ

EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン・ベトナム）

在留資格「介護」
（H29. 9 / 1～）

技能実習
（H29. 11 / 1～）

特定技能
（H31. 4 / 1～）

制度趣旨

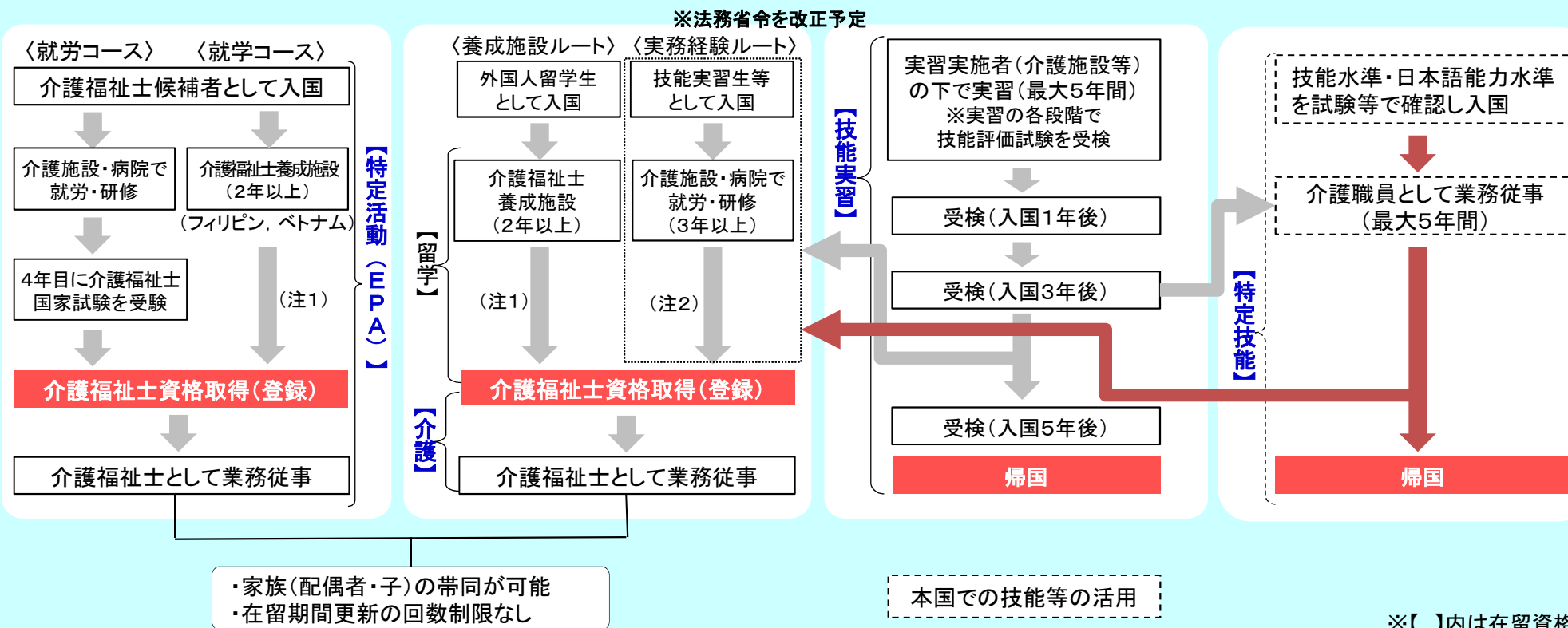
二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の外国人の受入れ

本国への技能移転

就労目的での即戦力人材の受入れ

受入れの流れ



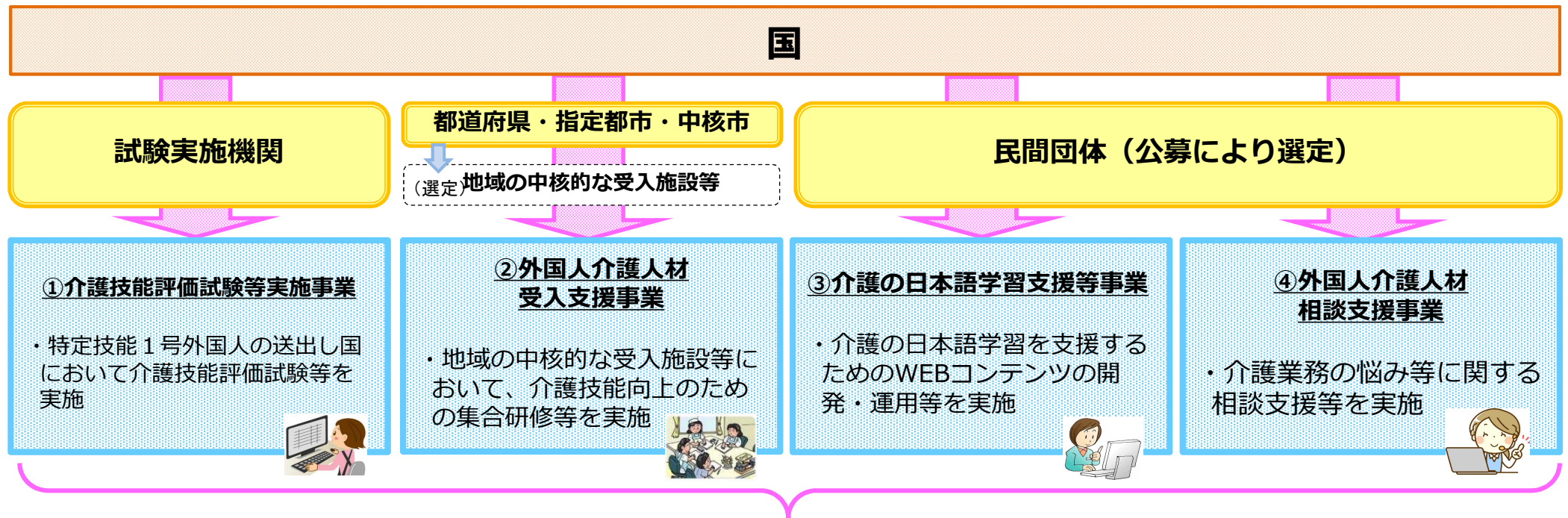
(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けた準備を進めている。

新 「外国人介護人材受入環境整備事業」の創設

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
 - ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ③ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ④ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【平成31年度予算額(案)】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 909,968千円

6 自殺対策の推進について

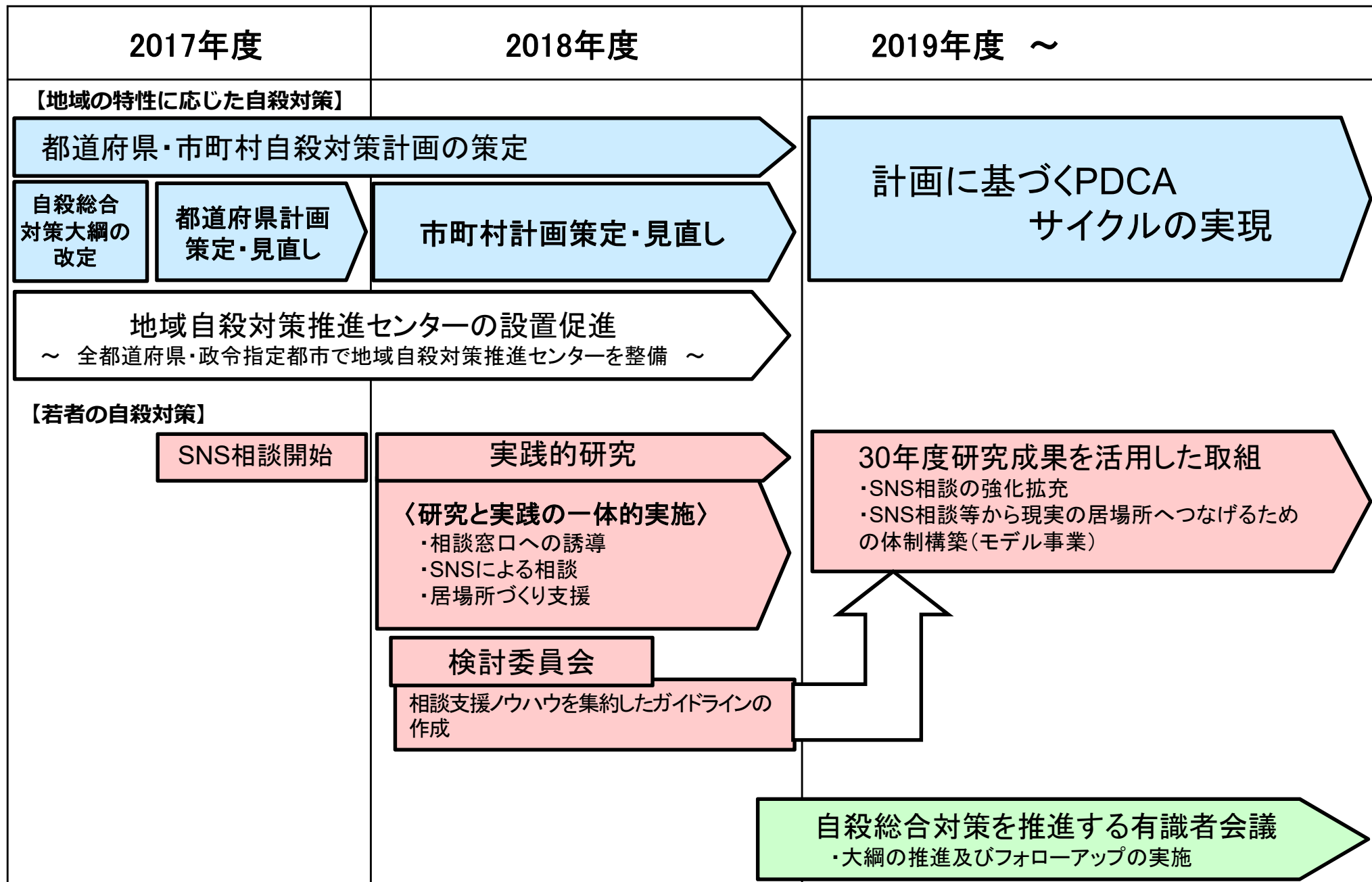
(1) 現状・課題

- 平成18年6月、議員立法による自殺対策基本法が成立。「自殺総合対策大綱」に基づく施策を推進。
- 平成28年4月1日、自殺対策業務が内閣府から厚生労働省へ移管。同日付で、議員立法による改正自殺対策基本法が施行。翌年7月25日、政府が推進すべき自殺対策の指針として定める、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定。
(改正自殺対策基本法のポイント)
 - ①自殺対策は「生きることの包括的な支援として」「関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施
 - ②自治体（都道府県及び市町村）に対し、新たに自殺対策計画の策定を義務付け
 - ③自殺対策計画に基づき自治体の実施する事業に対し、国は交付金を交付（地域自殺対策強化交付金）(自殺総合対策大綱の見直しのポイント)
 - ①地域における計画的な自殺対策の推進
 - ②子ども・若者の自殺対策を更に推進
- 自殺者数は、6年連続で3万人を下回るものの、依然として年間約2万1千人（平成29年）という深刻な状況（特に若者の自殺は深刻）。
- 「座間市における事件の再発防止策について（平成29年12月19日）」に基づき、若者一般を主な対象としたSNSを活用した相談機会の確保や若者の居場所づくりの支援の取組を推進。本年3月の自殺対策強化月間には13団体（4月以降も6団体）でSNS相談を実施。本年6月の自殺対策白書において、再発防止策の実施状況をフォローアップ。

(2) 今後の取組

- 各自治体における地域自殺対策計画の策定・実施を支援
(交付金事業の効果的・効率的な実施、地域自殺対策推進センターの強化等によるPDCAサイクルの徹底)
- 若者の自殺対策を推進
 - ・今年度は、民間団体等によるSNS相談事業の支援と実践的な研究を一体的に実施し、相談支援のノウハウを集約したガイドライン等を作成。
 - ・居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制構築のためのモデル事業を実施
 - ・SOSの出し方に関する教育を推進

自殺対策推進業務の動向



自殺総合対策の推進

平成31年度予算案 31億円(平成30年度31億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	26億円	(26億円)
自殺総合対策推進センター運営事業費	1.8億円	(1.5億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	2.1億円	(2.1億円)
その他(本省費)	1.2億円	(1.2億円)

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を平成38年までに
平成27年比で30%以上減少

1. 地域自殺対策強化交付金

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援を強化するとともに、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制を構築する。

SNS等を活用した若者向けの
相談・支援強化
(実施：民間団体 交付率：定額)



相談支援ノウハウを集約したガイドライン(30年度作成予定)等を活用した相談・支援を推進。

居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築(モデル事業)
(実施：地方公共団体 交付率：10/10)



30年度の実践的研究の成果を踏まえた、若者が悩みを気軽に話することができる居場所づくりの推進、地域の社会資源につなぐための人員の配置等。

2. 地域自殺対策推進センターへの支援等

地域自殺対策推進センターが管内市町村における自殺対策を支援できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターによる地域自殺対策推進センター等への支援により、地域における自殺対策を効果的に推進する。

地域の自殺対策の効果的な推進
(実施：自殺総合対策推進センター)
補助率：定額



地域自殺対策推進センターに対して、きめ細かな支援を行うための人員を自殺総合対策推進センターに配置。

自殺対策におけるSNS相談事業について(厚生労働省)

平成30年3月(自殺対策強化月間)

○13団体がSNS相談事業を実施(このほか、1団体が従前より実施(チャイルドライン支援センター))

相談延べ件数10,129件(3月31日時点)

→広く若者一般を主な対象とするSNS相談の実例が乏しい中、各団体が試行錯誤しながら実施。

平成30年度

4月11日

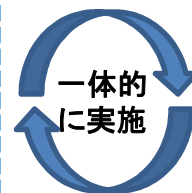
○3月の事業実施団体からの報告会開催(文科省もオブザーバー参加)

平成30年5月～平成31年3月

○SNSを活用した相談対応強化のための実践的研究を実施(文科省と連携)

- ・3月の事業実施結果の詳細な分析
- ・相談体制の整備方針の検討
- ・相談支援ノウハウを集約したガイドラインの作成
- ・相談員の研修カリキュラム作成

取りまとめ



活用

課題の提示・改善案

前半(4～9月)

○6団体がSNS相談事業(チャット含む)を実施

- ・社会的包摂サポートセンター
- ・BONDプロジェクト
- ・地域生活支援ネットワークサロン
- ・OVA*
- ・チャイルドライン支援センター*
- ・日本いのちの電話連盟*

(*は通年で実施)

後半(10～3月)

○中間取りまとめや、前半のSNS相談事業の実施状況を踏まえて相談事業を実施

- ・社会的包摂サポートセンター
- ・BONDプロジェクト
- ・東京メンタルヘルス・スクエア
- ・OVA*
- ・チャイルドライン支援センター*
- ・日本いのちの電話連盟*

(*は通年で実施)

平成30年度下半期のSNS相談事業

- 対面や電話でのコミュニケーションが苦手な人を相談につなげるなど、SNS相談のニーズが明らかになる一方、相談者の課題解決のためどのように現実世界での支援につなげていくかが課題。
- SNS相談はあくまでも相談の入り口であり、相談者の課題解決のためには、現実世界での地域に根差した支援が必要。



- **SNS相談事業者に対して**→各都道府県、市町村の生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関一覧を提供。複合的な課題を抱えた生活困窮者と思われる相談者については、本人の意向を踏まえつつ、自立相談支援機関につなぐよう、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を依頼。
- **都道府県等の生活困窮者自立支援制度主管部(局)等に対して**→SNS相談事業者を周知。自立相談支援機関においては、SNS相談事業者を介した支援要請があった場合は、相談者に対して早期に適切な支援を行うよう依頼。

7 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

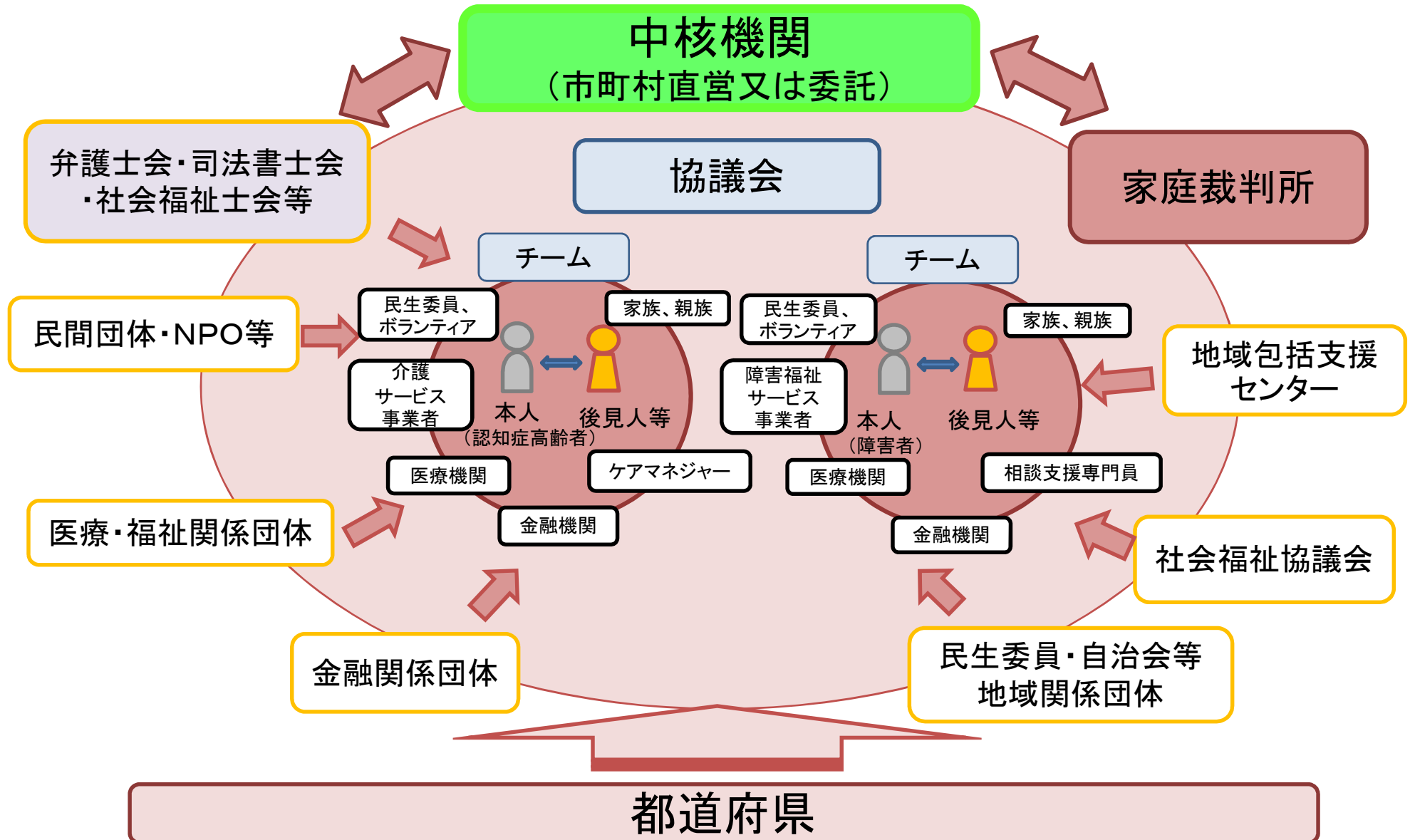
- 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であるが、十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(計画期間は29~33年度の5年間)を閣議決定。
※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、平成37年には約700万人となる見込み。一方、利用者数は平成29年で約21万人。
- 当該基本計画の施策の目標として掲げる「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築」を図るため、
 - ・司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関による地域連携ネットワークの中核機関の設置
 - ・市町村計画の策定など、利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進していく必要がある。

(2) 今後の取組

- 平成31年度予算(案)に計上した補助事業の積極的な活用等により、市町村における中核機関の整備や市町村計画の策定を推進していく。
都道府県におかれては、管内市町村の体制整備の推進について、主導的役割をお願いする。
(平成31年度予算(案)関係)
 - ・都道府県による広域的な体制整備の推進
 - ・市町村に対する中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進
 - ・国による市町村職員や中核機関職員等への研修の実施(その他)
 - ・市町村セミナー等を通じた自治体への働きかけや、ニュースレター等を通じた取組事例の紹介
- 平成31年度は基本計画の中間年度に当たることから、成年後見制度利用促進専門家会議において基本計画の進捗状況を把握し、個別課題の整理・検討を行う。

中核機関と地域連携ネットワークについて

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



新 平成31年度 成年後見制度利用促進関係予算案

平成31年度予算案 3.5億円

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】（補助事業） 320百万円

（1）都道府県事業 〔社協等の民間団体に委託可、（補助率）国1/2 都道府県1/2〕

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等（広域的な中核機関立ち上げ支援、計画策定支援等）
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置

（2）市町村事業 〔社協等の民間団体に委託可、（補助率）国1/2 市町村1/2〕

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援（立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等）
- ②中核機関の先駆的取組の推進（適切な後見人候補者を選任する仕組み（受任調整会議）や、親族後見人を継続的に支援する取組（専門職による助言等）等の先駆的取組）

（3）先駆的取組に係る調査研究 〔シンクタンク等の民間団体（補助率）10/10〕

【成年後見制度利用促進体制整備研修（国研修）（委託費） 30百万円

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託

Ⅱ 援護關係

1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続き簡素化の検討状況について

制度の概要

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上の生計関係を有していた甥、姪等)に対して、特別弔慰金を支給。
- 戦後70周年の特別弔慰金(第十回特別弔慰金)の請求期間は、平成27年4月1日から平成30年4月2日までの3年間で終了。
- 次回の特別弔慰金は、2020年4月1日から受付開始予定。

※ 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成27年3月31日)」において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続きの簡素化に努めるとともに、新たな受給権者の把握及び制度の周知等の請求漏れ防止策に努めること。」とされている。

請求手続き簡素化の検討状況

- 次回の特別弔慰金の請求について、請求者(遺族)の高齢化等を踏まえ、どういった点で簡素化ができるか検討中である。
- このため、都道府県及び市区町村の特別弔慰金等担当者から現行の事務処理の問題点やその改善案などに関する意見を聴取したうえで、平成30年2月、各都道府県担当者との意見交換会(※30都道府県が参加)を行った。
- 同意見交換会において、各都道府県間で賛否両論のあった簡素化案や関係機関との調整が必要な事項については引き続き検討を進め、平成30年度末までに検討の方向性を改めてお示しする予定。

※ 現在検討中の簡素化案(一部)

- ・ 「請求書」及び「印鑑等届出書」などの請求書類について、現行様式よりも記入欄等を大きくする、または現行様式では記入欄であった部分をチェックボックス化・選択式化する。
- ・ 「請求書」及び「印鑑等届出書」について、差込印刷のためのデータシート及びフォーマットを作成し配布する。
- ・ 援護システムに審査裁定の進捗管理に係る新たなメニューを作成する。 等

2. 遺骨収集等慰霊事業について

概要

(1) 遺骨収集事業

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」により、平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、平成29年度までに取得した戦没者の遺骨収集に必要な情報等をもとに遺骨収集を実施することとしている。
- また、同法に基づき指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施している。

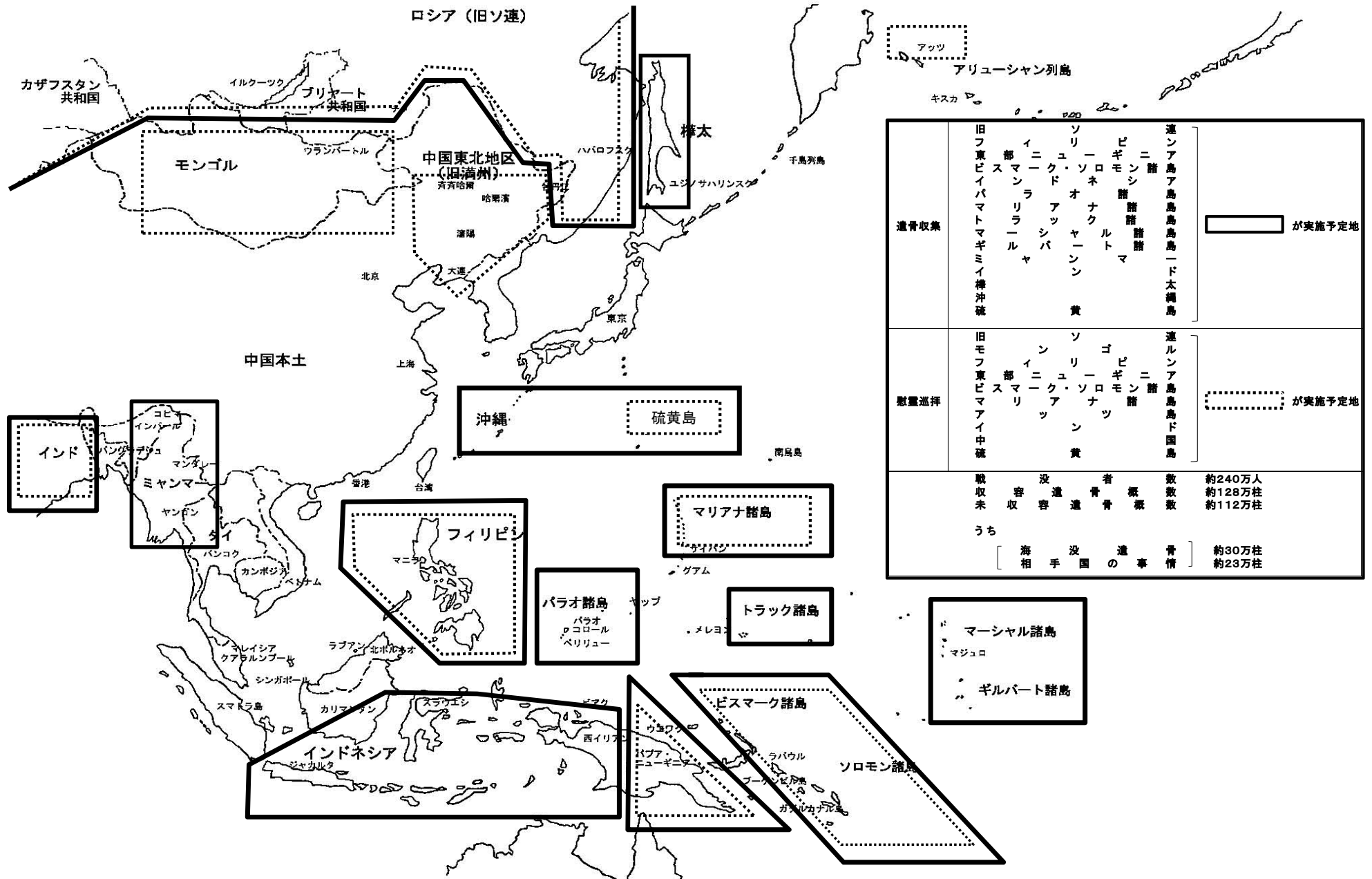
(2) 慰霊巡拝事業

- 旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の追悼式を実施。

依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい(1月中を目途に実施時期等を通知予定)。

平成31年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



遺骨収集	旧ソ連 東部 イニウ マン ラ リ ラ ール ヤ	ソリ ー ネ オ ナ ク ヤ ー ン ン	ビ ギ モ ン シ 諸 島	連 ン ア 島 ア 島 島 島 島 一 下 太 綱 島	が実施予定地
慰霊巡拝	旧ソ連 東部 イニウ マン ラ リ ラ ール ヤ	ソリ ー ネ オ ナ ク ヤ ー ン ン	ゴ ビ ギ モ ン シ 諸 島	連 ル ン ア 島 島 島 島 下 国 島	が実施予定地
戦容没遺者数約240万人 収容遺骨概数約128万柱 うち [海没遺骨] 約30万柱 [相手国の事情] 約23万柱					

3. 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

概要

- 旧ソ連地域等において収容した戦没者の遺骨について、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
 - ➡ これまで関係遺族約12,900人に戦没者の遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。
うち約3,400人から申請、鑑定の結果1,136柱の遺骨の身元を特定。(平成30年12月末現在)
- 平成29年度から、沖縄10地域で収容された戦没者のご遺骨について、試行的な取組として、遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定の申請を募っているところ。約380件の申請を受付。順次申請遺族に鑑定キットを送付。(平成30年12月末現在)
申請のあった遺族については、ある程度戦没者のつながりが確認できる場合にはDNA鑑定を実施し、鑑定結果が判明した遺族に結果を通知(平成30年12月4日に開催した「DNA鑑定人会議」での審議の結果、286件のご遺族について血縁関係を有するご遺骨は特定できないとの結論に至り、その旨を遺族に通知)。
南方等戦闘地域でのDNA鑑定に対する今後の対応については、この結果を踏まえ平成30年度末までを目途に検討。
- 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の専門家の意見を踏まえ、平成29年4月からDNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体とすることとした。

連絡事項

- 遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。
- 平成29年度から開始した更なる試行的取組に関する申請について、鑑定結果が判明した遺族に結果を通知。

依頼事項

- 戦没者のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族調査を行うことがあるため、その際にご協力をお願いしたい。
- 遺骨等の伝達について、都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達の7日前までに厚生労働省に連絡願いたい。

4. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査

現 状

- ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料については、平成3年以降、ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。
- シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約4万人(※)の個人を特定したところ。これに加え、平成27年4月以降、その他地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約1千人(※)の個人を特定したところ。(※平成30年12月末現在)
- 厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府等に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

- ◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)
 - ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
 - ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。(※)戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

依頼事項

- 照合調査を行い、個人を特定できた方については、これまで同様に、その記載内容を御遺族にお知らせしたいので、各都道府県におかれては、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続き御協力をお願いしたい。

5. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

1 概要

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、時間の経過によって建立者が不在となるなどし、維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助(1/2(上限25万円))を行っている。

2 連絡事項

平成30年10月19日付社援事第1019号第1号で各都道府県に調査依頼した「国内民間建立慰霊碑の状況調査」及びアンケートについて御協力いただき感謝申し上げます。

平成30年度においては、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や、当該慰霊碑の建立地等に埋設等を行う場合等に、それらにかかる費用の1/2(上限25万円)を補助していたが、平成31年度においては、自治体により実施しやすい事業となるよう、例えば管理者が高齢化し事実上管理できない場合にも補助を行うことや、補助の上限について検討してまいりたい。

3 依頼事項

平成31年度における補助金の交付要綱及び実施要綱は別途お示しする予定であるが、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

6. 中国残留邦人等に対する支援策の実施

(1) 地域社会での支援の実施等

①中国残留邦人等の高齢化への対応

ア 中国残留邦人等の介護に係る環境整備(中国帰国者支援・交流センターで実施)

概 要

- 平成29年度より、全国7カ所に設置している中国帰国者支援・交流センターに介護支援コーディネーターを配置し、介護事業所等において中国残留邦人等に対し中国語等による語りかけを行う「語りかけボランティア」の募集・研修及び訪問の調整等や、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を実施している。

依頼事項

- 語りかけボランティアの訪問については、今後も引き続き実施範囲を拡げることとしており、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の中国帰国者支援・交流センターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。
また、ボランティアの応募希望等があった場合は、中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。
(※後段資料を参照)

イ 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、利用の際に不便が生じないよう関係機関と連携を図り、自立支援通訳の人材確保に努めていただきたい。

また、日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした高齢者向け「日本語交流サロン」、「二世の就労に資する日本語教室」の実施など、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた対応をお願いしたい。

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理局と連携を図り、優先的に住替えを行うなど良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

②支援・相談員の配置

都道府県・市区町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材の確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、平成31年度においても引き続き、地域のニーズ等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

③次世代継承事業

ア 普及啓発事業

地域の方々から中国残留邦人等に対する支援に協力を得られるよう、中国残留邦人等地域生活支援事業(地域住民に対する広報活動事業)を積極的に活用し、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を深める催し等を開催いただきたい。

また、各中国帰国者支援・交流センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にして実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

イ 証言映像収集・公開事業

中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3ヶ年計画で実施している。これまでに収録した40名(平成30年度末にはさらに20名を追加予定)の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開(YouTube内のMHLWchannelで公開中。“中国残留邦人等”“証言映像”で検索されたい。)するとともに、各中国帰国者支援・交流センターでDVDの貸し出しを行っており、地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい。

ウ 「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業

中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、「戦後世代の語り部」育成事業を実施している。

平成31年度には1期生が研修を修了し、「戦後世代の語り部」として講話活動を開始することから、地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい(「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は国が負担する予定)。

④中国残留邦人等二世の就労支援

中国残留邦人等の二世の経済的な自立の実現のために、中国残留邦人等地域生活支援事業(就労相談員の設置、就労に資する日本語教室の設置等)の積極的な活用をお願いするとともに、中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づき支給される助成金の活用について広報をお願いしたい。

(2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

概要

- 平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齢基礎年金等と支援給付の支給を実施している。
- さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(※)に対して支援給付に加えて配偶者支援金の支給を実施している。

※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

平成20年4月～(夫婦世帯)
老齢基礎年金等の支給
支援給付の支給

平成26年10月～(配偶者単身世帯)
配偶者支援金の支給
支援給付の支給

依頼事項

- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。また、後発医薬品の使用原則化についても、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。



(3) 支援給付等施行事務監査

概要

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付等施行事務監査を実施しており、平成31年度も実施を予定している。
- 平成31年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせを予定している。

依頼事項

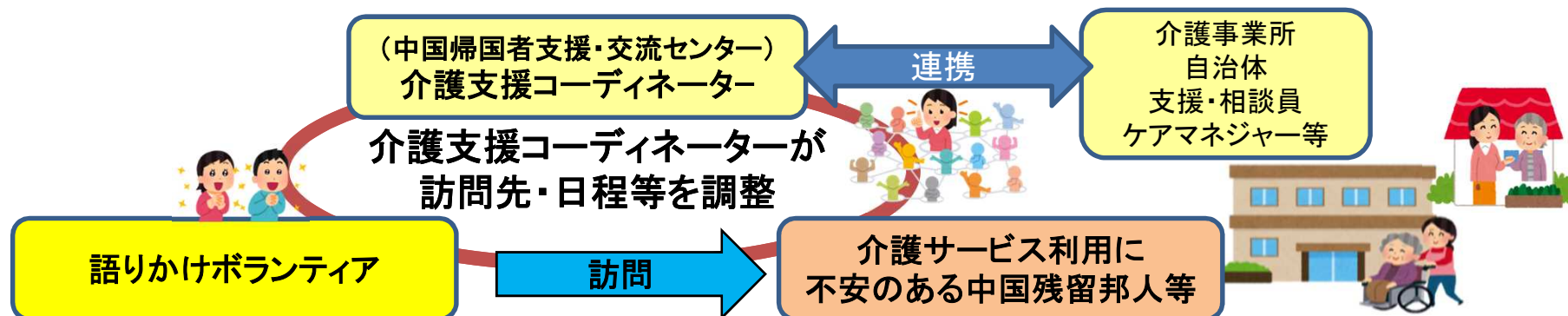
- 支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は76歳を超えており、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7ヶ所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

- 1 **中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。**
 - 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任。
- 2 **中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。**
 - 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。
- 3 **介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。**
 - 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)
- 4 **語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。**
 - 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
 - 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
 - 交通費実費相当額を支給する。

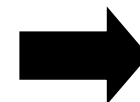


(参考)平成31年度 援護関係予算案の概要

30年度予算

31年度予算案

236億81百万円



221億22百万円

1 援護年金等	88億81百万円	→	72億51百万円
2 遺骨収集事業等の推進	23億80百万円	→	23億61百万円
(1) 硫黄島遺骨収集事業	13億72百万円	→	13億59百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業	7億19百万円	→	7億55百万円
(3) 海外公文書館の資料収集	63百万円	→	23百万円
(4) 遺骨の鑑定	1億93百万円	→	1億91百万円
(5) 遺骨・遺留品伝達	33百万円	→	33百万円
3 戦没者慰霊事業等	5億72百万円	→	5億86百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	1億51百万円	→	1億51百万円
(2) 慰霊巡拝等	4億21百万円	→	4億35百万円

30年度予算

31年度予算案

4 昭和館・しょうけい館事業	6億44百万円	→	6億64百万円
(1) 昭和館	4億67百万円	→	4億80百万円
(2) しょうけい館	1億77百万円	→	1億84百万円
5 戦争の経験の次世代への継承（再掲）	29百万円	→	24百万円
(1) 証言映像の収録（戦傷病者等）	13百万円	→	8百万円
(2) 戦後世代の語り部の育成等	16百万円	→	16百万円
※昭和館、しょうけい館、中国帰国者支援・交流センター等で実施			
6 中国残留邦人等の援護等	104億22百万円	→	104億22百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	102億05百万円	→	102億51百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	158百万円	→	122百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	60百万円	→	48百万円

社会・援護局 施策照会先一覧(厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項	所管課室	担当係	担当者	内線
I 社会関係				
1 社会関係の予算について	書記室	経理係	杉渕	2805
2 生活困窮者自立支援制度の推進について	生活困窮者自立支援室	相談支援係	安蒜	2879
3 生活保護制度について	保護課	総務係	加藤	2824
4 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	地域福祉課	総務係	平田	2853
5 福祉・介護人材確保対策等について				
(1)福祉・介護人材確保対策について	福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	高橋	2849
(2)外国人介護人材の受入れについて		外国人介護福祉支援係	田代	2844
6 自殺対策の推進について	自殺対策推進室	企画調整係	氏家	2838
7 成年後見制度の利用促進について	成年後見制度利用促進室	企画調整係	栗原	2226
II 援護関係				
1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続き簡素化の検討状況について	援護・業務課	給付係	小山	3426
2 遺骨収集等慰霊事業について	事業課	庶務係	片岡	3452
3 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	事業課	調査第一係	青柳	3482
4 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	援護・業務課調査資料室	調査係	酒井	3455
5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	事業課	調査第三係	松戸	3505
6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	援護企画課中国残留邦人等支援室	庶務係	徳永	3462
(参考)援護関係の予算について	援護企画課	援護経理係	安永	3404